

福岡県からのお知らせ

「平成29年7月九州北部豪雨」により被災された
中小企業の皆さんを資金面で支援します！

～ 緊急特別融資枠を設定 ～

「平成29年7月九州北部豪雨」により被災された中小企業の皆様を支援するため、県「緊急経済対策資金」に「緊急特別融資枠」を設定しました。

この特別融資では、既存の「緊急経済対策資金」の融資限度額1億円とは別に、3,000万円まで借入が可能です。また、融資利率0.9%（通常利率1.3%から0.4%引下げ）、保証料率0%（県が全額を負担）でご利用になれます。

<制度概要>

- | | |
|----------|--|
| (1) 融資対象 | 「平成29年7月九州北部豪雨」により被災した県内中小企業者 |
| (2) 資金用途 | <u>復旧に要する設備資金、運転資金</u> |
| (3) 限度額 | <u>3,000万円</u> （既存の限度額1億円とは別枠） |
| (4) 融資利率 | <u>0.9%</u> （通常利率 1.3% から Δ 0.4%） |
| (5) 保証料率 | <u>0%</u> （所定料率 0.25%～1.62% \Rightarrow 全額県負担） |
| (6) 融資期間 | 10年以内（据置:2年以内） |
| (7) 実施期間 | 平成29年12月28日まで（保証協会受付日） |
| (8) 申込先 | 金融機関、商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会） |

<お申込に際してのご注意>

- ※ 市町村等が発行する「罹(り)災証明書」又は「被災証明書」が必要になります。
（証明書については、市町村等の発行状況により、当面、写真などによる現況確認で代替し、提出は後日とすることも可能。）
- ※ 用途は復旧に係る設備・運転資金に限ります。既存借入の借換にはご利用になれません。
- ※ 融資・保証に際して金融機関及び信用保証協会の審査があります。

<お問い合わせ>

※ご不明な点については、下記の県中小企業振興課、信用保証協会の他、最寄りの商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会へお問い合わせください。

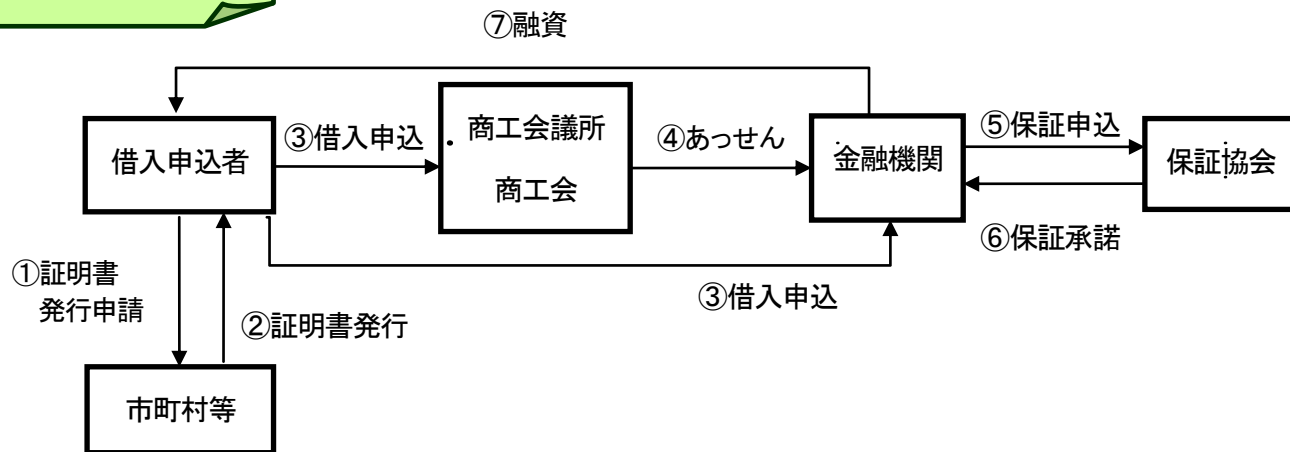
○福岡県商工部中小企業振興課金融係

(月～金曜日、8:30～17:15 電話:092-643-3424(直通))

○福岡県信用保証協会 (月～金曜日、9:00～17:00)

窓口	電話番号	所在地
本所営業部	092-415-2601	福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
大濠支所	092-734-5923	福岡市中央区黒門2番28号
北九州支所	093-551-2634	北九州市小倉北区古船場町1番35号
久留米支所	0942-38-1022	久留米市日吉町24番24
筑豊支所	0948-22-3585	飯塚市吉原町6番12号
大牟田支所	0944-52-6011	大牟田市不知火町1丁目3番地4

手続きの流れ



※ 本融資枠の詳細については、福岡県庁ホームページをご覧ください。

トップページ → 「しごと・産業」 → 「中小企業」 → 「中小企業融資制度」

→ 「7月5日からの大雨により被災された中小企業に対する金融支援を強化します。」

(HPアドレス: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h290711kinkyuutokubetsuyushi.html>)